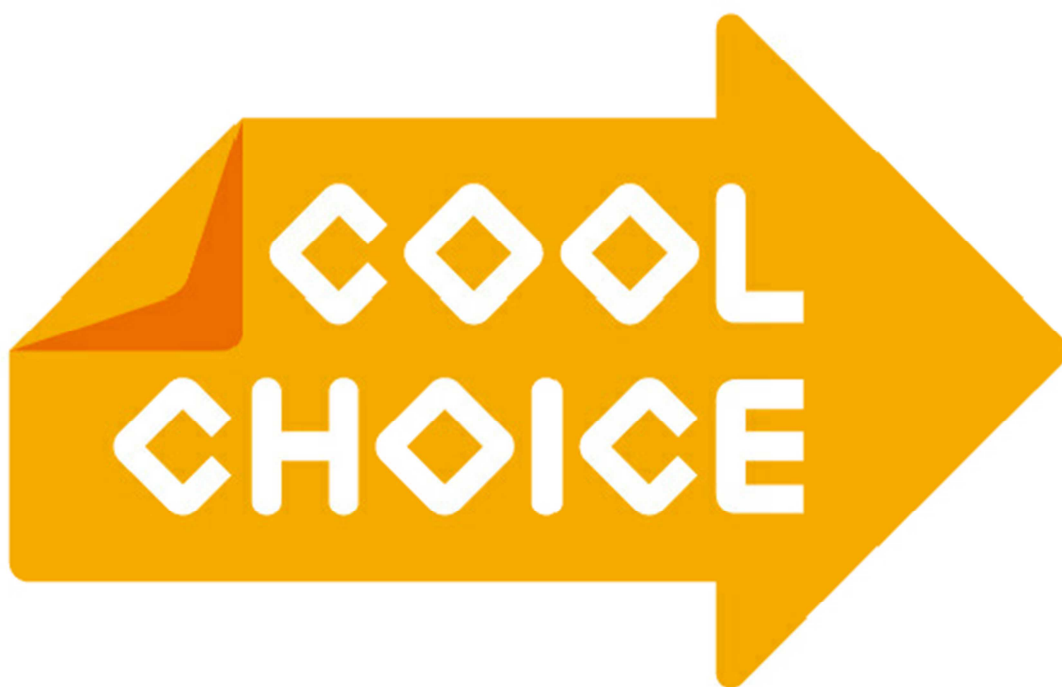


長久手市地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)



未来のために、いま選ぼう。

2021年度～2030年度

長久手市

目次

第1章 基本的事項	
1 計画背景	2
2 計画目的	3
3 計画期間・基準年度	3
4 対象範囲	3
5 実施する温暖化防止措置	5
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1 基準年度（2017年度）の温室効果ガス排出状況	7
2 削減目標	8
第3章 具体的な取り組み	
1 省エネルギー・省資源・廃棄物減量・リサイクル等	9
2 グリーン購入等	10
3 施設設備の改善等	10
4 太陽光発電等新エネルギーの積極導入	10
5 職員等への啓発	10
第4章 推進・取り組み・点検体制及び進捗状況の公表	
1 推進体制	11
2 各課等での目標の設定等	11
3 各課等での目標達成状況の管理等	12
4 点検体制	12
5 進捗状況の公表	12
図 組織図	12

はじめに

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2013年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1次作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では、観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まっています。

令和3年3月、第4次長久手市環境基本計画を策定し、長久手市に起因する二酸化炭素の排出を2050年までにゼロとする目標を掲げ、2030年までに徹底した見える化の実施により人づくり・地域づくりを行う方向性を示しました。長久手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）についても、環境基本計画に合わせ、2030年度を目標年度に置き、見える化の手法の強化等により、一層の地球温暖化対策及び省エネルギーの推進に向けて、市職員が一丸となり取り組んでいこうとするものです。

第1章 基本的事項

1 地球温暖化対策を巡る国際的な背景

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書依頼18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規程しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

政府は2015年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、パブリックコメントを経て、「地球温暖化対策計画」が策定されました。

地球温暖化対策計画の中で、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

2 策定の経緯及び旧計画の概要

本計画は、2008年度に、「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に規程する「地方公共団体実行計画」として策定され、2015年3月に策定された計画である「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第2次計画にあたるものです。

『地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）』

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 《省 略》

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 《省 略》

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11・12 《省 略》

2 計画目的

都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、地球温暖化対策のため温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

3 計画期間及び基準年度

環境省の「地球温暖化対策に関する基本方針」で、地方公共団体が策定する実施計画は国の規定に準じて策定等を行うことを基本とするよう求めています。国の実行計画の期間は5年とするとしていますが、本市においては第4次長久手市環境基本計画の計画年度との整合を図り、2021年度から2030年度までの10年間とします。また、基準年度は、2013年度とします。

4 対象範囲

実行計画の範囲は、長久手市の全ての事務及び事業とし、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、下水道等全ての出先機関の事務及び事業も対象とします。

なお、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、実行計画の趣旨に沿った措置を講ずるよう要請します。

【対象施設等一覧】

68施設（2019年度現在）

学校教育施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	長久手小学校	6	市が洞小学校
2	西小学校	7	長久手中学校
3	東小学校	8	南中学校
4	北小学校	9	北中学校
5	南小学校	10	長久手給食センター
保健・福祉施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	福祉の家	7	老人憩の家永和荘
2	高齢者生きがいセンター	8	睦老人憩の家
3	茜老人憩の家	9	老人憩の家さつき荘
4	楓老人憩の家	10	保健センター
5	老人憩の家椿荘	11	LSA（シルバーハウジング）
6	色金老人憩の家		
農業施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	あぐりん村	3	たがやっせ
2	農産物集出荷場	4	農村環境改善センター
市民文化施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	長久手交流プラザ	4	北小学校区共生ステーション
2	西小校区共生ステーション	5	南小学校区共生ステーション
3	市が洞小校区共生ステーション	6	市文化の家
スポーツ・レクリエーション施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	杵ヶ池体育館	3	スポーツの杜
2	市民野球場		

行政施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	市役所	7	立石池
2	消防署（H30年度からは対象外）	8	都市公園
3	清掃センター	9	セーフティステーション
4	ストックヤード	10	市内交通安全広告灯
5	卯塚墓園管理事務所	11	駐輪場
6	自然環境施設	12	西防災倉庫
社会教育施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	中央図書館	3	色金山歴史公園茶室管理棟
2	郷土資料室	4	長久手市平成こども塾
子育て支援施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	青少年児童センター	8	色金保育園
2	下山児童館	9	長湫東保育園
3	児童福祉センター	10	長湫西保育園
4	西児童館	11	長湫北保育園
5	南児童館	12	長湫南保育園
6	交通児童遊園	13	市が洞保育園・市が洞児童館
7	上郷保育園		
下水道施設			
NO.	事業所名	NO.	事業所名
1	浄化センター	4	前熊苑
2	南部浄化センター	5	中継ポンプ場
3	熊張苑	6	下水マンホールポンプ

5 実施する温暖化防止措置

(1) 温室効果ガスの排出量の削減

本市が講ずる温室効果ガスの排出抑制等は、法律で定める7種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている「二酸化炭素 (CO₂)」を対象とし、その排出を抑制します。残り6種類の温室効果ガスについては排出量が極めて少ないため、本計画では対象外とします。

法律で定める温室効果ガスの種類

・二酸化炭素 (CO₂)

燃料や廃プラスチック類の燃焼・焼却、電気の使用などに伴って排出されます。

・メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)

自動車の走行における燃料の燃焼、排水処理、各種の廃棄物の焼却や有機性廃棄物の埋立てなどが原因となって排出されます。

・ハイドロフルオロカーボン (HFC)

カーエアコンを使用の際に漏れたり、廃棄する際に排出されたりします。

・パーフルオロカーボン (PFC)

冷蔵庫やエアコンの冷媒や、精密電子部品の洗浄剤などに用いられています。

・六ふっ化硫黄 (SF₆)

変電施設などの電気機械器具を使用の際に漏れたり、点検・廃棄する際に排出されたりします。

・三ふっ化窒素 (NF₃) ※平成27年4月1日から温室効果ガスとして追加

半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて排出されます。

(2) 吸収作用の保全及び強化のための措置

温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進や、木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備や都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策を講じます。

また、職員を始め市民等に対する地球温暖化対策やエネルギーに関する啓発の措置を講じていきます。

- ・温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基盤づくり
- ・木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備や都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策
- ・地球温暖化対策やエネルギーに関する教育
- ・民間団体の活動の支援 等

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出状況

目標を設定するにあたり、基準年度である2013年度の本市の事務及び事業の実施に伴うエネルギーの使用状況は次表のとおりであり、換算二酸化炭素排出量は、7,635,801kg-CO₂となっています。

【二酸化炭素（CO₂）の排出状況内訳】

項目（単位）	①年間エネルギー 使用量	②排出 係数※	二酸化炭素換算表 ①×②（kg-CO ₂ ）	排出割 合（%）	
電気使用量（kWh）	11,738,997	0.485	5,693,414	74.56	
燃 料 使 用 量	ガソリン（ℓ）	26,140	2.32	60,645	0.79
	軽油（ℓ）	15,543	2.58	40,101	0.53
	灯油（ℓ）	4,055	2.49	10,097	0.13
	A重油	9,620	2.71	26,070	0.34
	都市ガス（m ³ ）	799,836	2.23	1,783,634	23.36
	LPG（kg）	2,546	3.00	7,638	0.10
	天然ガス（m ³ ）	5,260	2.70	14,202	0.19
合 計			7,635,801	100.0	

※環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインより

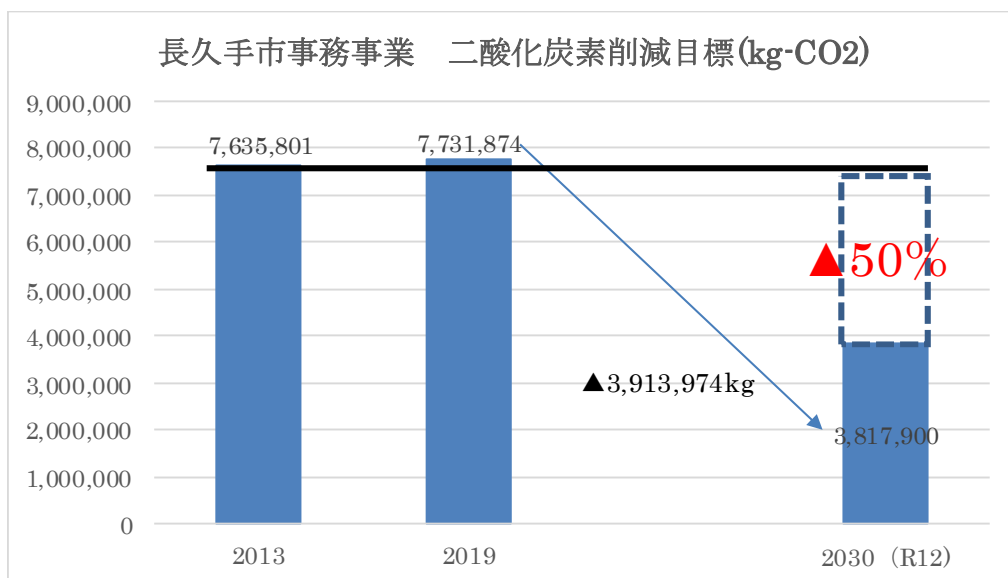
2 削減目標

第4次長久手市環境基本計画に合わせ、市事務事業においても、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボン」を目指します。

2030年度の目標値を設定するにあたり、2021年に国が作成した「地球温暖化対策計画」を基準にします。これによると、2013年度比で2030年までに50%削減としています。本市の2013年度の排出量を基準に計算すると、2030年度の排出量を3,817,900kgCO₂まで削減する必要があります。

2019年度の排出量は7,731,874kg-CO₂であり、2013年度比1.26%増加しています。年間3,913,974kg-CO₂を2030年度までに削減する必要があります。

区 分	基準年度排出量 2013 年度	2019 年度 実績	目標年度排出量 2030 年度
温室効果ガス 総排出量	7,635,801kg-CO ₂	7,731,874kg-CO ₂	3,817,900kg-CO ₂
2013 年度との 比較	—	+1.26%	▲50%(2013 年度比) ▲50.6%(2019 年度比)



第3章 具体的な取り組み

施策の推進にあたり、国や県が定める計画に協力するとともに、省エネルギー・省資源・廃棄物減量・リサイクル等に務めます。

また、各施設ではグリーン購入を行うとともに施設設備については新エネルギーの積極導入や改善等を行っていきます。

具体的な取り組みとして、長久手市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出抑制対策に資する主な取り組みは次のとおりとします。

1 省エネルギー・省資源・廃棄物減量・リサイクル等

(1) 電気使用量の削減

- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所は消灯します。
- ・ トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。

(2) 燃料使用量の削減

- ・ 急発進、急加速をしません。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り無駄なアイドリングはしません。

(3) ごみの減量

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。

(4) 水の使用

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。

(5) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 業務時の移動の際、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進します。
- ・ 通勤時や近距離移動時の自転車利用を推進します。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・ 施設の冷暖房は、適正な温度を設定します。(夏は28℃・冬は19℃)
- ・ ライトダウンキャンペーン等の参加を推進します。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。

2 グリーン購入等

- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
- ・電気製品等の物品の新規購入、リースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものに努めます。

3 施設設備の改善等

- ・公用車等の更新時に、電気自動車、燃料電池車といったガソリン等の燃料を使用しない車や自転車の導入を図ります。
- ・LED電灯等の高効率照明への交換を順次行います。
- ・施設の新築、改築をする時は、環境配慮型まちづくりの手引書及びチェックリストを用い、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入します。
- ・公共施設の緑化を推進します。

4 再生可能エネルギーの積極導入

各施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

5 職員等への啓発

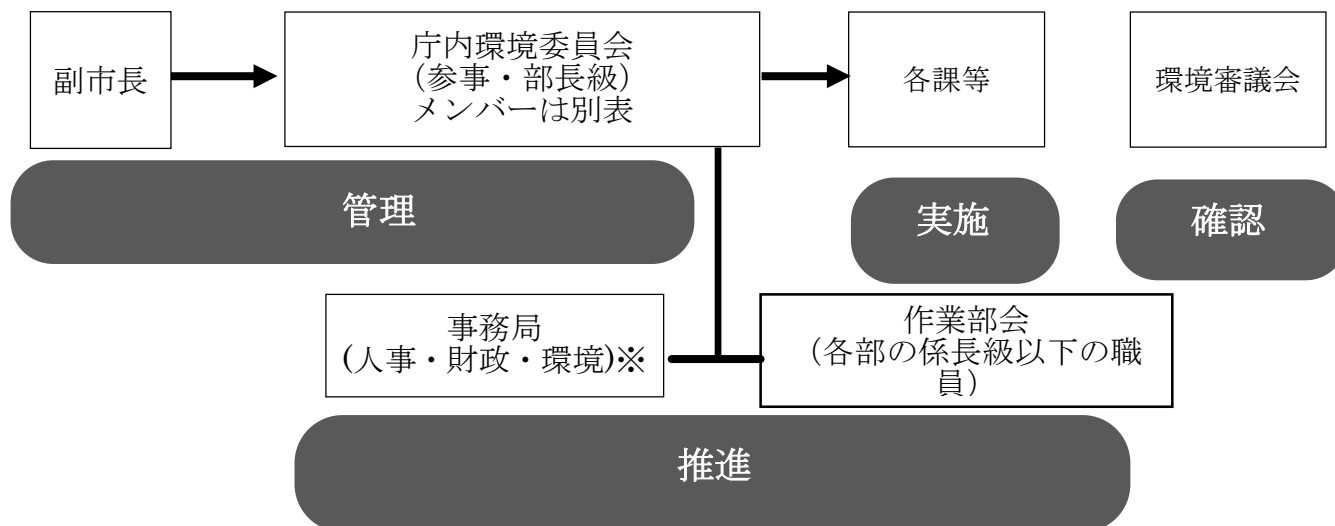
新入職員向け研修を実施します。

職場環境の改善を進め、より機能的かつ快適な職場環境を作ることで、業務の無駄を省き、効率的で効果的な業務を推進し、個々の業務の合理化思考への意識づけを行う「5S運動」に取り組みます。業務を効率的に行うことにより、電気使用量の削減等の省エネルギーに資するよう図ります。

第4章 施策の推進と進捗管理

1 体制

庁内環境委員会



※庶務に関しては環境課が担当する。

- (1) 管理（副市長、参事・部長級）
方針の決定、部局間調整、進捗管理のための会議を年に1～2回実施する。
- (2) 推進
 - ア 事務局…人事課、財政課、環境課
PDCAの推進（施設整備ロードマップの作成、各部署の取組内容の取りまとめ、職員研修等）
 - イ 作業部会…各部の係長級以下の職員
取組内容の検討、委員会への提案、働き方改革の推進等
- (3) 実施（各課等）
 - ア 共通して取り組む事項
作業部会で検討した取組内容を部署で実施する
 - イ 各部署の創意工夫により取り組む事項
各部署で検討し、実施する
 - ウ 各部署の取組内容の共有
事務局は各部署の取組内容を全庁に共有する

2 取組状況の管理等

(1) 公共施設エネルギー情報カルテ

施設のエネルギー使用量、設備改修予定を年に1度とりまとめます。

(2) 庁内環境配慮チェック表

各課等が事務事業を実施する際に、本表を参考に事務事業を実施し、その結果について年に1度とりまとめます。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、直近年度の温室効果ガス排出量について、年1回市広報やホームページ等により公表します。

別表

庁内環境委員名簿

	役 職
1	参事
2	市長直轄組織部長
3	市長公室長
4	総務部長※
5	くらし文化部長
6	福祉部長
7	子ども部長
8	建設部長
9	教育部長
10	議会事務局長
11	監査員事務局長

※会計課の所掌事務に関しては、総務部長が担当する。